

議案第 12 号

橋本市税条例の一部を改正する条例について

橋本市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、
議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例の一部を改正する条例

橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	附 則	改正前
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第2条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課す。 2 前項の規定のある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所 得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37 年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8 条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第1 2条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法 第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第3 4条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居 住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12 条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定す る特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」と いう。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替 えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割 を課す。	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所 得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37 年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8 条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第1 2条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法 第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第3 4条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居 住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12 条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定す る特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」と いう。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替 えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割 を課す。

2 第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項
後段中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第20条の2
第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」
とあるのは、「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規
定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とある
のは、「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する
相互主義による所得税等の非課税率等に係る法律(昭和37年法律第1
44号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において
準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の
金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項に
おいて準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配
当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条
第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金
等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第
12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定す
る特定対象給付補償金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金
額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定
する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とある
のは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の
所得割の額」とする。

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法
第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法
第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免
除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適
用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は
適用しない。この場合において、当該特例適用配当等についてとは、同
じ第34条の3の規定にかかるわらず、他の所得と区分し、その前年
中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互
免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む
。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配
当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規
定により読み替えた第34条の2の規定の適用がある場合には、そ

の適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課す。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときは(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ないと市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外國居住者等の所得に対する相互主義による所得割税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金

額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の3 所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等が支払を受けたるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に係る個人の市民税の課税の特例法(昭和44年法律第46号。以下「租税条約適用利子等の特例法」という。)第3条の2第10項に規定する条約適用利子等の特例法(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第33条及び第34条の3の規定にかかるかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用がある場合には、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び附則第7条の3第1項の1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第20条の2 所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に規定する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第33条及び第34条の2第10項に規定する条約適用利子等に係る個人の市民税の課税の特例法(昭和44年法律第46号。以下「租税条約適用利子等の特例法」という。)第33条及び第34条の3の規定にかかるかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3第1項の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の2第1項の規定による市民税の所得割」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用配当等の額」とする。

定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第22項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第18項に規定する特定賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る一時所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等に区分し、その前年中及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中及び第34条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)により読み替えられた第34条の2の規定により読み替えられた第34条の2の規定には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率(当該税率が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。
(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは、「所

定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第22項に規定する特定給付補填金等に係る一時所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等に区分し、その前年中及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定により読み替えられた第34条の2の2の規定)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率(当該税率が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるとところによる。
(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは、「所

「所得割の額及び附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」である。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 3 第 3 項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44 年法律第 46 号)第 3 条の 2 第 20 項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 3 第 3 項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後ににおいて市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその後に提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受ける旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとの記載を含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得

「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段中「所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 20 条の 2 第 3 項の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額」である。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 20 条の 2 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第 3 条の 2 第 20 項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合(第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 2 第 3 項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後ににおいて市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその後に提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受ける旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるとの記載を含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得

税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたときは、「又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の橋本市税条例附則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する規定は、平成29年1月1日以後に規定する特例適用利子等又は同例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたときは、「又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。